

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

(明治四十四年より大正九年に至る時代)

第一節 概說

第一款 本邦貿易情勢

第一 戰争による貿易の増減

此の時期に於て本邦は主として小村條約改正方針に基き通商自由主義の下に貿易政策を律したるが、歐洲大戰の好影響を受けて稀有の膨脹を見るに至つた。即ち左に累年輸出入額を示せば次の如くである。

年次	輸出額	輸入額	差額	物貿
明治四年	一〇五七	一七一七	一七	正
大正二年	一九一九	一二一七	五七	貨
元年	一九一九	一二一七	五七	
四年	一一一九	一二一七	五七	
五年	一一一九	一二一七	五七	
六年	一一一九	一二一七	五七	
七年	一一一九	一二一七	五七	
八年	一一一九	一二一七	五七	
九年	一一一九	一二一七	五七	
十年	一一一九	一二一七	五七	
五年	九七九七	六六六六	三三	
六年	九七九七	六六六六	三三	
七年	九七九七	六六六六	三三	
八年	九七九七	六六六六	三三	
九年	九七九七	六六六六	三三	
十年	九七九七	六六六六	三三	
五年	七三九三	六一九六一九	五三	
六年	七三九三	六一九六一九	五三	
七年	七三九三	六一九六一九	五三	
八年	七三九三	六一九六一九	五三	
九年	七三九三	六一九六一九	五三	
十年	七三九三	六一九六一九	五三	
五年	五六三三	四四七四四七	四五八	
六年	五六三三	四四七四四七	四五八	
七年	五六三三	四四七四四七	四五八	
八年	五六三三	四四七四四七	四五八	
九年	五六三三	四四七四四七	四五八	
十年	五六三三	四四七四四七	四五八	
五年	五九一	五三七五三七	四五八	
六年	五九一	五三七五三七	四五八	
七年	五九一	五三七五三七	四五八	
八年	五九一	五三七五三七	四五八	
九年	五九一	五三七五三七	四五八	
十年	五九一	五三七五三七	四五八	

四　年	七〇八	五三一	出超一七六	四一	二四	"	一七
五　年	一一二七	七五六	"	三七一	二二	一〇〇	入超七八
六　年	一六〇三	一〇三六	"	五六七	一五一	"	二三六
七　年	一九六二	一六六八	"	二九四	一	三八七	"
八　年	二〇九九	二一七三	入超七五	"	二九四	一	三三四
九　年	一九四八	二二三六	"	三八八	"	三九一	"
一〇年	一二五三	一六一四	"	三六一	"	三九二	"
		"	三六一	"	三九一	"	三九二
		"	一三〇	"	一三〇	"	一三〇

本邦輸出貿易は此の表の示す如く大正元年に五億二千七百萬圓なりしものが、大正八年には二十億九千九百萬圓に膨脹してゐる。併し之は本邦物價の騰貴に由る爲めでもあつて、物價指數を考慮に容れると戦後の貿易はそれ程増加してゐない。即ち大正三年七月歐洲大戰開始前の本邦物價を一〇〇とするとき、大正七年には物價指數は二〇三、大正八年には二四八、大正九年には二七二に暴騰して居る。そこで、大正八年の輸出額二十億九千九百萬圓を大正三年を基礎とする物價指數二四八で割つて見ると、僅に八億四千六百萬圓となり、大正二年に比して四割三分の増加に過ぎない。又大正九年の輸出額十九億四千八百萬圓を大正三年の物價基準に同様の方法により換算すれば、僅に七億千七百萬圓、即ち大正二年の輸出額に比し僅に一割三分の増加に過ぎぬ。

更に歐洲大戰の本邦貿易に及ぼしたる影響を正貨輸出入の方面より概観するに、本邦貿易は大正二年以前に於て毎年七千萬圓乃至一億圓前後の輸入超過を見るを常とし、本邦朝野に於ては常に日本銀行に於ける正貨準備の絶減を見るに至らんことを虞れ、如何にしてか右正貨準備の充實を計らんかに苦しみ、漸く官公私外債の募集により海外より正貨を取寄せ右絶滅を防ぎ得たる状況であつた。從て本邦が輸出超過により正貨の入超を見るが如き現象は、天佑による外之を望むべからずと確言する學者がある位であつた。ところが右の如き天佑は期せずして歐洲大戰の始まる

と同時に日本を見舞ふこととなつた。歐洲大戰の始まりたる當初一、二年間に於ては、前掲本邦貿易表に示すが如く輸出入共却て減少するに至つたが、輸出は大正四年より、輸入は大正五年より各大正二年の計數を凌駕するに至り、而も輸出の増進は益々甚しく、之が爲め大正四年に於ては一億七千六百萬圓、大正五年には三億七千百萬圓、大正六年には五億六千七百萬圓、大正七年には二億九千四百萬圓の輸出超過を見るに至り、結局大正三年より大正七年に至る五ヶ年間に差引合計十四億八千三百萬圓の出超となり、大正三年より大正十二年に至る正貨入超累計額は十一億三千百萬圓となり、歐洲大戰前に於ける本邦正貨準備額約四億圓なりしものが、大正八年には最高二十一億七千八百萬圓の多きに達し、又本邦に於ける外債現在高は大正三年に於て十九億七千九百萬圓なりしものが、大正九年には十六億千萬圓に減少を見るに至つた。之が爲め大正七年に於ける對米爲替相場は五一弗四十七仙に迄暴騰した。尤も右本邦が國際貸借上有利なる地位に立つに至りたる所以は、前記多額の輸出超過の外獨逸潛航艇活動の結果世界海運界の上に船舶缺乏を來たし、而して比較的被害少なき本邦海運業者は甚だ多額の運賃收入を獲得するに至りたるによる。

(註) 日本の外北米合衆國、加奈陀、英領印度、濠洲の如き歐洲外の諸國並に西班牙、瑞典、丁抹、瑞西等の歐洲内中立國も亦多額の輸出超過を見るに至り、諾威、希臘等の海運國も亦多額の運賃收入を獲得するに至つた。就中米國に於ては一九一三年に於ては輸出超過額六億九千二百萬弗、又同年に於ける正貨出超額は三千九百萬弗なりしものが、一九一四年乃至一九一八年の五ヶ年間に於ける貨物出超年平均額二十三億千七百萬弗、又一九一四年乃至一九二三年に至る貨物出超累計額一百十九億千五百萬弗、同上間正貨入超累計額十六億八千百萬弗の多きに達した。而して右正貨の入超を以て決済せられざる輸出超過額の大部分は、聯合國に對する債權及英佛等が有する米國債券の買戻しとなり、茲に米國は歐洲大戰を機として國際貸借上債務國より債權國の地位に轉換し、紐育は倫敦に代り世界金融市場の中心となるに至つたのである。

之に反し歐洲交戰國にありては開戦當初は自國製產品のみを以て戰争を遂行せんとしたるが爲め、輸出減少し輸入も亦政府に於て不必要品の輸入制限等により輸出入の均衡を保たんとしたるが故に、結局輸出入共大戰前よりも減少するに至つたが、

戰局の進行と共に如何なる方法を以てしても戦争資材の獲得に專念せざるべからざるに至りたるが故に、價格の騰貴と相俟ち多大の輸入超過を見るに至つた。即ち英國に付て言へば一九一三年の輸出五億二千五百萬磅、輸入七億六千九百萬磅のものが、一九一四年には輸出額四億三千萬磅、輸入額六億九千七百萬磅となり、一九一五年には輸出額三億八千五百萬磅、輸入額八億千二百萬磅となり、一九一六年には輸出額五億六百萬磅、輸入額九億四千九百萬磅、一九一七年及一九一八年にも輸出は増加せざるも輸入は益々増加し、其の入超額一九一七年には五億三千八百萬磅、一九一八年には八億千五百萬磅、一九一九年には八億三千三百萬磅及び、結局英國は一九一三年に於ける貨物入超額二億四千四百萬圓、正貨入超額一千二百萬磅なりしが、一九一四年乃至一九一八年平均輸出額四億七千萬磅に對し、輸入年平均額九億七千七百萬磅、入超平均額五億七百萬磅の多きに達し、一九一九年乃至一九二三年平均額に於ても輸出額八億六千五百萬磅に對し、輸入額十二億四千萬磅、即ち年入超額三億七千五百萬磅の多きに達した。尤も是等入超額は主として米國より聯合國側に對する貸付及聯合國側が米國に對して有する債權の譲り渡しにより決済せられたるに付、一九一四年乃至一九二三年に於ける正貨出超累計額は五千萬磅に過ぎなかつた。

同様佛國に於ても一九一三年に於て輸出額六十八億八千萬法、輸入額八十四億二千百萬法、即ち入超額十五億四千百萬法、正貨入超額五億四千四百萬法なりしが、一九一四年に於ては輸出額四十八億六千九百萬法、一九一五年に於ては同三十九億三千九百萬法となり、其後も一九一九年休戦に至る迄輸出額は四十億乃至五十億法に止まり、之に反し輸入は一九一四年に於て一時六十四億二百萬法に減少したるも、爾後一九一五年乃至一九一九年には百十億三千六百萬法乃至二百十億法に増嵩し、結局一九一四年乃至一九一八年平均に於て（一九一七年統計は未發表に付計算より除外す）輸出額四十四億八千百萬法、輸入額百二十億七千四百萬法、即ち入超平均額七十七億九千三百萬法の多きに達した。正貨の出超額は何程なりしやに付ては統計の發表せらるゝところなきも、前記一九一四年乃至一九二三年の間に於ける米國正貨入超額十六億八千百萬弗より同期間に於ける英國よりの正貨出超額五千萬磅、即ち二億五千萬弗を差引したる十四億三千百萬弗は佛國、露西亞、獨逸並に加奈陀、南阿聯邦等の英國植民地より米國に輸出されたるものと見て差支ない。

次に獨逸に於ては一九一三年に於ける輸出平均額百億九千七百萬馬克に對し、輸入額百七億七千萬馬克、即ち入超額六億七

千三百萬馬克なりしが、一九一四年に於ては輸出額四十九億八千四百萬馬克、輸入額五十三億八千六百萬、即ち入超額四億二百萬馬克となりたるが、其後一九一八年迄は統計發表せられず、又一九一九年以後は馬克下落の爲め發表せられたる統計は根據とするに足らないが、戦爭の爲め多大の入超を見、戦争中其の保有する正貨が主として瑞典、諾威等に輸出せられたることは、戦争酣となりたる後は等兩國が其の國民生活上の必要品の輸出を制限する目的を以て、一般外國より正貨の輸入を禁止したるによりても知ることが出来る。又歐洲大戰前獨逸帝國銀行に於て保有したる正貨額一億千七百萬磅は大戰前露西亞帝國銀行の保有したる正貨額十五億五千二百萬ルーピルと共に結局賠償勘定等の形式により米國に輸出せられたものと見らるべきである。

支那は歐洲大戰中日本と等しく聯合國側に味方したるも、戰禍を受けること少なかりしに付、日本と等しく多額の輸出超過を見るべきであつた。然るに歐洲大戰と同時に銀貨暴騰し、對米爲替は一九一三年に於て百元に付四六・八弗なりしが、一九一四年乃至一九一八年平均には五三・四弗、又一九一九年乃至一九二三年平均には六三・五弗に暴騰したるが爲め、自然銀貨國たる支那より金貨國たる聯合國への輸出を困難ならしむるに至つた。從て銀を以て表示せられたる稅關統計に於ては、一九一三年に於ける輸出額六億二千九百萬元のものが、一九一四年乃至一九一八年平均額は六億九千七百萬元となり、漸く一九一九年乃至一九二三年平均に於て十億五百萬元に増加したるに過ぎぬ。從て一九一三年に於ては入超額二億六千萬元なりしが、一九一四年乃至一九一八年平均には一億三千九百萬元に減少したるに止まり、更に一九一九年乃至一九二三年平均には三億千七百萬元の入超を見るに至つた。更に一九一三年に於て正貨入超額は七千四百萬元なりしが、一九一四年乃至一九一八年に於ては革命等の關係もあり、銀貨の海外への流出となり却て一億千百萬元の出超を見るに至り、漸く一九一九年乃至一九二三年間に於て四億六千三百萬元の入超を見るに至つたに過ぎぬ。尤も金單位を以て計算する時は一九一三年に於ける輸出額六億三千六百萬金單位なりしが、一九一四年乃至一九一八年平均に於ては輸出額九億三千萬金單位に増加し、更に一九一九年乃至一九二三年の平均に於ても輸出額十五億九千五百萬金單位に増加を見るに至つた勘定である。

左に日米英佛獨支六國の歐洲大戰及其後に於ける貨物及正貨の輸出入額を表出する。

第二表 世界大戰中及其後に於ける日米支英佛獨累年貿易額表

第一日 本 (單位百萬圓)

年 次	貨			物			正 貨		
	(輸 年平均額)								
大正一三年	六三一	七五九	(入超)	九七	二七	一	(出超)	二六	
大正二四年	一、一九八	九一八	(出超)	二八〇	二五八	五三三	(入超)	二七四	
大正三一年	一、六七七	一、九九九	(入超)	三三三	一六	八七三	(出超)	九三	(出超) 二五七
大正八年	(大正三十二年)	(大正三十三年)	(大正三十四年)	(大正三十五年)	(大正三十六年)	(大正三十七年)	(大正三十八年)	(大正三九年)	(大正三九年)
昭和一四年	一、五六八	一、六三〇	(〃)	六二	八八六	一一三	(〃) 八六四		
昭和一五年	二、六〇一	二、七四九	(〃)	一四七	六六六	三	(〃) 六六三		
昭和一六年	(三、九四三)	(三、一二八)	(出超)	(八一五)	(六五九)	不 明	不 明	不 明	
昭和一七年	(三、五五七)	(二、八九八)	(〃)	(二六三)	"	"	"	"	
昭和一八年	(三、九七一)	(三、七〇九)	(〃)	(二六三)	"	"	"	"	
昭和一九年	五二、八七四	五四、三八二	(入超)	一、五〇八	(元四一六年七)	一、四四八	(〃) 四八九		
通計									
一九一四年以降									
備考									

一、一九三九年及四〇年(昭和一四、五年)統計中括弧内のものは朝鮮、臺灣、樺太等を包含せる計數とし、括弧なきものは内地のみの數額を示す。

二、一九二三年(大正一二年)九月以後關東震災の爲め圓貨下落し始め、一九三〇年(昭和五年)一月金本位復歸、一九三

一、一九三四年(昭和九年)十二月以後再び金本位離脱す。
三、日本に於ける正貨保有高一九一九年二、一七八百萬圓(現價七、八一九百萬圓)とす。

第二米國(單位百萬弗)

年 次	貨			物			正		
	(輸 年平均額)								
一九一三年	二、四八四	一、七九二	(出超)	六九二	一四九	一一〇	(出超)	三九	
一九一四年	四、七〇五	二、三八八	(〃)	一、八一七	一、二二四	一一〇三三	(入超)	八一九	
一九一五年	五、七二六	三、六六〇	(〃)	一、〇六六	一、三一九	二、一八一	(〃)	八六二	
一九一六年	四、八五〇	四、一〇八	(〃)	七四二	一、五七四	一、一六六	(出超)	三〇八	
一九一七年	二、九〇三	二、四六〇	(〃)	四四八	二、〇七三	一一〇七二	(〃)	一	
一九一八年	二、六一四	二、二二二	(〃)	四一二	一〇一	三、八三六	(入超)	三、六三五	
一九一九年	三、一二四	二、二七八	(〃)	八四八	一五	三、六六〇	(〃)	三、六四五	
一九一四年	四、〇一四	一、六二五	(〃)	一、三九九	九	四、八〇八	(〃)	四、七九九	
通計	一一一、二一三	七九、〇四一	(〃)	一一一、一六七	六、四〇五	一四、六五六	(〃)	一八、二五一	

備考
一、一九三四年(昭和九年)一月三十一日拂貨を從來の百六十九分の百に切下ぐ。

二、米國に於ける正貨保有高は一九一三年三、二五二百萬弗、一九四〇年一三、〇〇〇百萬弗とす。

第三英國(單位百萬磅)

備考
第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

第三章 歐洲大戰中に於ける對外通商交渉

一八四

年	次	輸出 (年平均額)	輸入 (年平均額)	物	正	輸出 (通計額)	輸入 (通計額)	貨
一九一三年	五二五	七六九	(入超)二四四	六二	七四	(入超)	一二	
一九一四年	四七〇	九七七	(〃)五〇七	一三七	一二三	(出超)	一四	
一九一九年	八六五	一、二四〇	(〃)三七五	三一四	二八八	(〃)	三六	
一九一二八年	七三二	一、一一八	(〃)三八六	二七四	二四八	(〃)	二六	
一九二九年	四九七	八三〇	(〃)三三三	五二三	六九五	(入超)	一七二	
一九三四一年	四五一	七九六	(〃)三四五	一、〇五一	一、四七四	(〃)四二三	(出超)	
一九三九年	四三九	八四〇	(〃)四〇一	四六一	一六五	(出超)	二九六	
一九四〇年	四一四	一、一〇〇	(〃)六八六					

備考	一一九一三年乃至一八年統計中一九一七年及一八年正貨の出入額は未幾表に付本表中に包含せず。		
	二 一九一四年以降一九一九年迄の統計に於て或種聯合國用軍需品の輸出入を包含せよ。		
	三 輸出入額は純輸出入額とす。		
	四 一九二三年四月以降は愛蘭自由國を包含せず。		
	五 本表はステーツマンス・イヤー・ブック及國際聯盟統計より作成す。		

第四 佛 國 (單位百萬法)

年	次	輸出 (年平均額)	輸入 (年平均額)	物	正	輸出 (通計額)	輸入 (通計額)	貨
一九一三年	六、八八〇	八、四二一	(入超)一五四一					

年	次	輸出 (年平均額)	輸入 (年平均額)	物	正	輸出 (通計額)	輸入 (通計額)	貨
一九一四年	四、八八一	一、一〇七四	(〃)	七、七九三				
一九一九年	二〇、七八三	三〇、一五九	(〃)	九、三七六	一、〇四五	八五三	(出超)	一一〇一
一九二〇年	五一、一〇〇	五〇、一九六	(出超)	九〇四	一、六六三	七、七一三	(入超)	五四五〇
一九二一年	三三、三三一	四一、二三五	(入超)	九、九一四	一八、一一九	八四、〇六九	(〃)六五、九五〇	
一九三四年	一〇、六六九	三一、五八二	(〃)	一〇、九一八	一〇六、二八三	四〇、三一八	(出超)六五、九五六	
一九三九年	二三、八三二	三五、五三九	(〃)	八、七〇七				

備考

- 一 一九一四年乃至一八年欄の中一九一七年は統計未發表に付殘りの四ヶ年間を平均算出す。
- 二 一九一九年乃至二三年欄止貨通計額は一九二二年乃至二三年の三ヶ年分なりとす。
- 三 一九一八年及一九年貨物輸出入額は一月乃至九月間の推定數とす。
- 四 一九三九年の計數は暫定數とす。

第五 獨 邑 達 (單位百萬馬克)

年	次	輸出 (年平均額)	輸入 (年平均額)	物	正	輸出 (通計額)	輸入 (通計額)	貨
一九一三年	一〇、〇九七	一〇、七七〇	(入超)	六七三				
一九一四年	四、九八四	五、三八六	(〃)	四〇一				
一九一九年	九、九八一	三二、六四六	(〃)三三、六六五					
一九二〇年	六九、四二一	九九、〇七七	(〃)二九、六五六					
一九二一年	四、一五八	五、四五五	(〃)一、二九七	一四	一一	(出超)	三	
一九二四年	九、七六八	一一、九三五	(〃)一一、一六七	一六三	二、七一〇	(入超)二、五五七		

一九二九年一月	九、一四六	七、八八八	(出超)	一、一五八	四、二二五	一、一三五	(出超)	一、九九〇
一九三四年一月	四、八七一	四、七四五	(〃)	一一六	一、〇七三	八七〇	(〃)	二〇三
一九三九年一月	三、三一四	三、一九四	(〃)	一一〇	八二	八七	(入超)	五

備考

一 一九一四年の貨物輸出入額は一月乃至六月分なりとす。

二 一九一九年及二〇年の計數は紙馬克にして、二一年以後は馬克安定以後のものとす。

三 一九二一年乃至二三年正貨輸出入額は二年分のみとす。

四 一九二六年乃至三一年貨物輸出入額中には換地利を包含するところの一月分乃至七月分とし、又獨、埠間輸出入額を含む。

五 一九三九年貨物輸出入額中には換地利を包含するところの一月分乃至七月分とし、又獨、埠間輸出入額を包含せず。

六 一九一三年に於ける単位は金貨百萬馬克、一九二〇年は紙馬克、一九二一年統計は五月乃至一二月分の統計とし、一九一六年以降はライヒス馬克とす。

第六の一 支 那 (支那通貨を基礎とするもの)

年 次	貨 物			正 貨		
	輸 出 (年平均額) 百萬元	輸 入 (年平均額) 百萬元	差 (年平均額) 百萬元	輸 出 (通計額) 百萬元	輸 入 (通計額) 百萬元	差 (通計額) 百萬圓
一九三九年	一、〇九七	一、〇	一、〇九七	(〃)	一、〇九三	(〃)
一九一三年	一、〇九	一、〇	一、〇九	(〃)	一、〇九	(〃)
一九四〇年	一、〇九〇	一、〇	一、〇九〇	(〃)	一、〇九〇	(〃)
備考						

年 次	輸 出 (年平均額) 百萬元	輸 入 (年平均額) 百萬元	差 (年平均額) 百萬元	邦 貨	換 算 額
一九一三年	四六・八	二九四	四一六 (入超) 一、二二	四九・五二	五一四
一九一八年	五三・四	三七二	四四六 (〃) 七四	五〇・一二	七八四
一九一九年一月	六三・五	七九八	八四〇 (〃) 四二	四九・一四	一、六二四
一九二四年一月	四八・二	六五八	八〇七 (〃) 一四九	四四・七六	一、四七〇
一九二九年一月	二四・三	三五四	五二八 (〃) 七四	三八・五九	五八五
一九三四年一月	一八・〇	二〇〇	三一一 (〃) 一一一	一七・〇六	七〇五

第六の二 支 那 (外國通貨を基礎とするもの)

年 次	輸 出 (年平均額) 百萬元	輸 入 (年平均額) 百萬元	差 (年平均額) 百萬元	邦 貨	換 算 額
一九一三年	四六・八	二九四	四一六 (入超) 一、二二	四九・五二	五一四
一九一八年	五三・四	三七二	四四六 (〃) 七四	五〇・一二	七八四
一九一九年一月	六三・五	七九八	八四〇 (〃) 四二	四九・一四	一、六二四
一九二四年一月	四八・二	六五八	八〇七 (〃) 一四九	四四・七六	一、四七〇
一九二九年一月	二四・三	三五四	五二八 (〃) 七四	三八・五九	五八五
一九三四年一月	一八・〇	二〇〇	三一一 (〃) 一一一	一七・〇六	七〇五

備考

一 一海關兩は純銀五八一、四七グレン即ち三七・六八瓦に相當し、銀元の法定換算率は一海關兩に付一・五八に相當す。

二 金單位は舊金米弗四〇仙 (新米弗六七・六仙) 即ち一〇〇圓を $\frac{7}{23} \frac{16}{16}$ 弗とすれば一金單位は二・八八圓に相當す。

三 一九三五年一月三日法幣採用一法幣 (元) は英貨一志二片半 (舊米弗一七・六仙即ち現米弗二九・九仙、又法貨一圓は當時一志二片に釘付け) に相當したるが、支那事變後法幣は下落を續け一九三九年六月中法幣の價值は六片半に下落。一九四一年一〇月中法幣の價值は現米弗 $\frac{5}{32}$ 仙、舊米弗三・一二、英貨 $\frac{5}{32}$ 片 (一〇〇法幣に付軍票二五圓) に下落す。

四 一九三三年以降統計に於ては滿洲國を包含せず。

一九三九年 七〇 六四 二三六 (〃) 一七一 一五・三八 四八三 一・四〇一 (〃) 九一九
 一九四〇年 三九 七七 三〇一 (〃) 一一五 一四・〇八 五四五 一・一二八 (〃) 一・五七三

備考

一 本統計舊米金弗換算額中一九一三年及二四年乃至三九年ものは國際聯盟統計所載計數に據り、一九一四年乃至二三年及四〇年のものは第六の一 所載金單位額より舊米金額に換算す。

二 一九三九年及四〇年統計中には滿洲國を包含せず。一九三四年至三八年平均額中滿洲國を包含せざる年額輸出額は一

一八、同輸入額は二三六とす。

第二 戰爭による輸出入品の變化

大正三年八月一日歐洲大戰の勃發すると同時に、當初本邦輸出入貿易は減縮することとなつた。其の理由は丁度歐洲各國に火事が起つたやうなもので、各國は右火事を防ぐ爲めに一國の經濟力を之に全力を集中するに至つたから一般經濟界は不況となつたからである。例へば軍需品製造の如き國防產業の方面に資本を集中することとなつたから一般平和產業に對しては制限を加ふることとなり、其の結果歐米諸國への一般本邦輸出品、例へば生絲の輸出額は大正二年に一億八千八百萬圓なりしものが、大正三年には一億六千百萬円、大正四年には一億五千百萬圓に減少し、絹織物の輸出額は大正二年に三千九百萬圓のものが、大正三年には三千四百萬圓に減少し、麥稈眞田類は大正二年に千六百萬圓のものが、大正三年には千四百萬圓に減少し、又陶磁器は大正二年に七百萬圓のものが、大正三年には六百萬圓に減少した。然るに歐洲戰爭が進捗すると共に本邦に於ても戰爭遂行に必要な物資、例へば豆類、魚介罐詰、銅、化學藥品更に進んでは英國軍隊用の莫大小手套等迄高價にて輸出せらるゝに至り、他方歐洲大戰の結果亞細亞、亞米利加諸國等に於て從來歐洲諸國殊に獨逸方面より供給を仰いで居た雜貨等が日本より代つて輸出せらるゝこととなり、更に戦局の進むと共に獨逸潛航艇の活動となり、船腹缺乏甚しくなり、勢ひ英米等より亞細亞及南洋諸國に

供給せられたる綿布、金屬製品等も亦日本より輸出せらるゝこととなり、更に本邦より一般貨物の輸出は世界一般物價騰貴と、米國に於ける戰爭景氣の好影響を受け、本邦貿易は空前の増進を見るに至つた。本邦重要輸出品の歐洲大戰による増進狀況を示せば次の如くである。

第三表 本邦重要輸出品輸出額比較表（単位百萬圓）

品目	大正二年					大正三年					大正五年					大正九年					昭和四年					昭和十一年					昭和十四年				
	四	五	一	六	一	四	五	一	六	一	一	六	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
米豆類	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇				
穀粉類	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六					
糖	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六					
罐詰及罐詰食料品	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三				
藥材化學藥類	一四	一四	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三				
染料顏料類	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五				
織物	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一				
織物	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三四				
毛織物	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五	〇・五			
綿織物	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九		
綿織物	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六		
綿織物	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八					
綿織物	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五			

本邦への輸入に付ても大正三年歐洲大戰の勃發と共に、歐米よりする軍需品及其の材料は各國に於て輸出禁止を行ひしが爲め減少した。例へば鑛及金屬の輸入額は大正二年に七千三百萬圓なりしが、大正三年には五千四百萬圓、大正四年には五千九百萬圓に減じ、金屬製品は大正二年に千五百萬圓のものが、大正三年には八百萬圓、大正四年には四百萬圓に激減し、時計、學術器、銃砲、船車、機械類は大正二年に五千百萬圓のものが、大正三年には三千四百萬圓、大正四年には千五百萬圓に是亦激減した。之に反し棉花、羊毛、木材等の平和産業原料品の輸入減は比較的僅少であつた。例へば絲綢類の大正二年に於ける輸入額は二億七千百萬圓のものが、大正三年には二億五千萬圓、大正四年には二億六千三百萬圓に減じたに過ぎぬ。又木材は大正二年の輸入額二百六十萬圓のものが、大正三年には百五十萬圓、大正四年には百四十萬圓に減少したに過ぎない。左に本邦重要輸入品の消長を示さん。

第四表 本邦重要輸入品輸入額比較表
(單位百萬圓)

	品目	大正二年	大正四年	大正五年	大正九年	昭和四年	昭和十二年	昭和十四年	昭和十四年
米		四八	五	三	一八	二三	五	三四	八三
小麥		一二三	二	一	二九	七一	三四	二二	三〇
粱		〇・〇一	一	一	二九	七一	三四	一五	一一四
大豆		九	一	一	四七	七九	三四	八	一
蜀黍		一	一	一	四七	七九	三四	一四	一一四
高粱		一	一	一	四七	七九	三四	一四	一一四
玉米		一	一	一	四七	七九	三四	一四	一一四
米類		一	一	一	四七	七九	三四	一四	一一四
本邦 輸入額	本邦重要輸入品輸入額比較表 (單位百萬圓)	五百	一千五百	二千五百	三千五百	四千五百	五千五百	六千五百	七千五百
本邦への輸入に付ても大正三年歐洲大戰の勃發と共に、歐米よりする軍需品及其の材料は各國に於て輸出禁 しが爲め減少した。例へば鑛及金屬の輸入額は大正二年に七千三百萬圓なりしものが、大正三年には五千 大正四年には五千九百萬圓に減じ、金屬製品は大正二年に千五百萬圓のものが、大正三年には八百萬圓、 には四百萬圓に激減し、時計、學術器、銃砲、船車、機械類は大正二年に五千百萬圓のものが、大正三年に 百萬圓、大正四年には千五百萬圓に是亦激減した。之に反し棉花、羊毛、木材等の平和産業原料品の輸入減 僅少であつた。例へば絲綢類の大正二年に於ける輸入額は二億七千百萬圓のものが、大正三年には二億五千 正四年には二億六千三百萬圓に減じたに過ぎぬ。又木材は大正二年の輸入額三百六十萬圓のものが、大正三 五十萬圓、大正四年には百四十萬圓に減少したに過ぎない。左に本邦重要輸入品の消長を示さん。	五百	一千五百	二千五百	三千五百	四千五百	五千五百	六千五百	七千五百	八千五百

上記事情の下に本邦貿易對手國も亦世界大戰の爲めに大なる變化を蒙るに至つた。即ち次表の如くである。

第三 戰爭の輸出入先に及ぼしたる影響	大正二年	三四	三三一	三五	一〇	一九四
	大正五年	七五	五五	九九八	一、三〇二	二、三三〇
	大正九年	一一八	三二八	四八四	一四九	四五五
ア ジ ア 諸 國	一、一七	一、一七	一、一七	一、一七	一、一七	一、一七
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
英 領 印 度	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
蘭 領 印 度	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
歐 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
佛 西 逸 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
獨 逸 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
ア フ リ カ 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
ア メ リ カ 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
北 米 合 衆 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
歐 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
亞 細 亞 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

二 主要各國よりの輸入額 (単位百萬圓)	大正二年	三四八	一八四	一九四八年	昭和四年	昭和一四年
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

二 主要各國よりの輸入額 (単位百萬圓)	大正五年	三六八	三四〇	五六五	九一四	昭和一年
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

二 主要各國よりの輸入額 (単位百萬圓)	大正九年	三一〇	三一〇	五六五	九一四	昭和四年
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

二 主要各國よりの輸入額 (単位百萬圓)	昭和四年	八五八	九四三	五六五	九一四	昭和一四年
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

二 主要各國よりの輸入額 (単位百萬圓)	昭和一年	一六〇	一五八	一五八	一五八	昭和一四年
支 関 東 州 及 滿 州	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
大洋 洲 諸 國	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
太 利	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九
總 計	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九	一、一九

大洋洲諸國	二二	四八	一三九	二一〇	八六
濠太利	一五	四三	六二	一三三	七八
總計	七二九	七五六	一一三三六	一一一二六	二、四五四
			二、六六四		

之を要するに歐洲戰爭の爲め本邦は歐洲交戰國への軍需品の供給により輸出を増進し得たるよりも寧ろ、戰爭の結果米國等に於て生じたる好景氣の爲め生絲等の原料品の輸出が増加したること、並に亞細亞及南洋諸國に對する歐米諸國よりの輸入が減少したる跡釜に日本よりの綿絲布、陶磁器、雜貨等製造品の輸出が増加したることが顯著である。而して右の如き亞細亞及南洋諸國への輸出製造品用及國內好景氣に基く一般製品の原料となるべき棉花、羊毛、鐵材等が、右亞細亞諸國、南洋諸國、濠洲等及米國より輸入せらるゝこととなり、結局日本とは等米國、亞細亞、南洋諸國及濠洲との貿易關係は益々重要となり、之に反し歐洲諸國との貿易關係は漸次重要性を失ふに至つたのである。尤も右現象は戰後歐洲諸國經濟界の回復すると共に幾分宛矯正せらるゝと共に、本邦品は米國及亞細亞、南洋方面等に於て戰後通貨相場の下落せる獨佛白等歐洲大陸諸國の製品と競争せざるを得ざるに至つたのである。

更に之を國別に觀察するに先づ支那は本邦輸出先としては米國に次いで居る國であるが、歐羅巴諸國が大戰の影響を回復して來た爲め、日本は大戰中に於けるが如き獨占的利益を受くることを得ざると、更には山東問題の爲めヴェルサイユ條約に對する支那全權の否調印を契機として支那に排日が起きて來た。之れが爲め支那に對する輸出は大正二年に一億千八百萬圓であつたものが、大正九年には四億八千四百萬圓となつたものが漸次減少し、大正十年には三億四千八百萬圓、大正十二年には三億二千七百萬圓に減少した。尤も支那よりの輸入は斯る排日的影響を受くること少なきが故に、大正二年に於ける輸入額六千二百萬圓のものが、大正九年には二億二千萬圓に激増し、更に大正十年に於ては一億九千百萬圓に減じたが、大正十二年には二億六百萬圓に回復した。

次に蘭領印度に付ては大正二年に於ける輸出額僅に五百萬圓なりしものが、歐洲大戰的好影響を受け大正五年には一千七百萬圓、大正九年には一億七百萬圓に上つたが、大正十年以降は是亦歐洲品の競爭を受け漸次減少を見るに至つた。英領印度に付ても同様大正二年に於て二千六百萬圓に過ぎざりし輸出が、歐洲大戰の爲め好影響を受け大正五年には七千二百萬圓、大正九年には一億九千二百萬圓に増進したが、大正十年には是亦八千五百萬圓に減少した。其の他泰國、海峽殖民地、佛領印度支那、露領亞細亞、比律賓等に對する輸出は大正二年に於て五千六百萬圓のものが、大正五年には一億五千八百萬圓に増加し、大正九年には一億百萬圓となり、大正十年には五千七百萬圓に減少した。尙右大正五年に於ては上記諸國への輸出が俄に増加したる所以は、露領亞細亞に對して軍需品の輸出増加の爲め一億千八百萬圓の多きに及びたるが爲めである。同様濠太利に對する輸出は大正二年には二千八百萬圓、大正九年には五千八百萬圓の多きに達したるものが、大正十年には二千二百萬圓に激減した。

之と等しくは等英領印度、蘭領印度、濠洲等より本邦への輸入は歐洲大戰の爲め多大の増進を示し、是等三國よりの大正二年に於ける輸入額二億二千五百萬圓のものが、大正五年には二億三千萬圓となり、大正九年には更に激増して五億千九百萬圓に及んだ。其の他海峽殖民地、比律賓、泰國よりの輸入も同様の傾向を示した。右は日本が聯合國側の一員として加はり居りしが爲め、是等英國勢力下にある地方よりの輸入が困難ならざりし爲めである。

次に歐羅巴諸國との貿易狀況を見るに、歐羅巴諸國への大正二年に於ける輸出總額は一億四千七百萬圓のものが、大正五年には二億千六百萬圓に増進し、大正六年には三億三千五百萬圓に激増したが、之を頂として大正七年には一億九千八百萬圓、大正八年には一億九千五百萬圓、大正九年には一億九千六百萬圓となり、戰爭終了と共に大正十年には七千五百萬圓に激減した。

歐洲諸國の大戰中に本邦商品を最も多額に購入せるは英國にして、大正二年に於ける本邦より英國への輸出額三

千三百萬圓のものが、大正六年には二億三千萬圓の多額に達したが、大正十年には三千三百萬圓に激減した。之に次ぎ佛國への輸出は大正二年に六千萬圓なりしものが、大正三年には三千百萬圓、大正四年には四千二百萬圓に一時減少したが、大正五年には六千四百萬圓、大正六年には九千八百萬圓、大正七年には一億四千二百萬圓に回復するに至つた。右大正三年及四年に於て輸出減少したる所以は、佛國に於て戰時措置として本邦より輸入する生絲、絹織物に對し制限を加へたるが爲めである。大正五年以降佛國への輸出が漸次増加せる所以は生絲の輸出が復活せる外食料品、鈍、軍需品の輸出が激増せる爲めである。

之に反し獨逸への輸出は大正二年に於て千三百萬圓なりしものが、大正三年には千萬圓となり、其後大正八年迄は英國等聯合國側に於て封鎖を强行し、又本邦も對敵取締令等により獨逸との通商を遮断せるに付何等の輸出なく、大正九年に至り漸く二百萬圓の輸出を見るに至り、世界好況時の昭和四年に於てすら大戰前同様の千三百萬圓に達したるに過ぎない。

次に歐洲諸國より本邦への輸入は大正三年に二億二千萬圓なりしものが、歐洲大戰の開始と共に激減し、大正三年には一億五千九百萬圓、大正四年には七千九百萬圓となりたるが、大正五年以後は漸次回復を見るに至りたるも、大正八年に於て尙一億六千三百萬圓に達したるに過ぎない。然るに休戦條約締結以後前記歐羅巴大陸諸國通貨は一般に激落を見るに至りしが故に、之を武器として鐵材、化學藥材、機械等は本邦に殺到するに至りし爲め、大正九年に於ける輸入額は三億五百萬圓、大正十一年には四億千四百萬圓の多きに達した。而して右輸入國として最も顯者なる増加を示したるものは佛國にして、大正二年に於ける輸入額六百萬圓のものが、大正九年には一億四千萬圓となり、之に次ぎ英國は大正二年に於ける輸入額一億二千三百萬圓のものが大正九年には二億三千五百萬圓となり、瑞西は大正二年に於ける輸入額二百萬圓のものが、大正九年には九百萬圓に増加するに至つた。獨逸は大正二年に於ける輸入額るに至つた。

最後に北米諸國との貿易關係は如何と云ふに、大正二年に於ける北米合衆國、加奈陀等への輸出が一億九千萬圓なに於ては英國よりの輸入一億五千三百萬圓に對し、獨逸よりの輸入は一億五千七百萬圓となり、初めて英國を凌駕するに至つた。

最後に北米諸國との貿易關係は如何と云ふに、大正二年に於ける北米合衆國、加奈陀等への輸出が一億九千萬圓なりしものが、大正五年には三億五千三百萬圓となり、大正八年には八億五千七百萬圓に達し、其後幾分減少せるも大正十四年には十億三千三百萬圓に激増した。右激増の原因は前記の如く主として米國の好景氣に因る生絲、絹織物等の輸出增加に基くのである。之と等しく米國等よりの輸入も亦大正二年に一億二千四百萬圓なりしものが、大正五年には二億六百萬圓、大正九年には八億七千九百萬圓となり、之を最後として其後幾分減少の氣味あるも、大正十四年に於て尙七億五百萬圓の多きを示して居る。右輸入増加の原因は本邦好景氣に因る石油、鐵材等の輸入増加及本邦綿絲布工業の高級化に基く米棉の輸入増加に原因するのである。

最後に大正二年に於ける阿弗利加諸國及中南米諸國への輸出は各二百萬圓なりしものが、大正九年に於ては阿弗利加諸國に對しての輸出四千萬圓、中南米諸國に對する輸出は三千九百萬圓となり、輸入に於ても大正二年に於て阿弗利加諸國より輸入七百萬圓、中南米諸國より輸入三百萬圓なりしものが、大正九年には前者は八千八百萬圓、後者は三千二百萬圓の多きに達した。其の原因は是亦大戰に基く好影響と見るべく、是等方面に對し主として綿絲布、雜貨等輸出増加し、是等諸國よりの主として棉花其の他の原料品の輸入が増加した爲めである。

第四 戰爭の關稅に及ぼしたる影響

敍上本邦貿易情勢が本邦輸入品に對する關稅率負擔の上に如何なる影響を及ぼしたるやと云ふに、明治四十三年に於ては輸入總額四億六千萬圓に對し、關稅收入額が三千六百萬圓なりしが故に、總輸入額に對する關稅負擔率の割合が

七・七七%に相當し、右の中有税品輸入額は一億三千二百萬圓にして有税品輸入税率平均割合は一五・五四%であつた。右は小村條約改正前の割合であるから非常に低いのである。然るに大正元年即ち小村條約改正後になると右總輸入額に對する平均割合は九・四一%となり、有税品平均率も一八・六二%に引上つて居る。即ち小村條約改正によつて日本は二%乃至三%の關稅引上を爲したに過ぎない。尤も關稅收入額は小村條約改正によつて明治四十三年の三千六百萬圓のものが、大正元年に五千八百萬圓となり、差引二千二百萬圓の増加を見た勘定である。然るに其後小村關稅の殆ど全部が從量稅であるが、戰爭の爲め甚しき物價の昇騰に拘らず關稅率は其の儘に据置かれた。從て物價が騰貴するに従ひ關稅率の割合は段々減つて來た。即ち大正三年には總輸入平均率一〇・七八%、有税品平均率二〇・〇〇%、此の關稅收入額は七千四百萬圓なりしものが、歐洲大戰に基く物價騰貴の爲め關稅平均率は益々低下し、總輸入額に對する平均率大正四年には五・六二%、大正五年には四・五〇%、大正九年には三・一八%となつた。同様有税品平均率も亦大正四年には一七・一四%、大正五年には一一・四七%、大正九年には八・二八%と遞減した。同様歐洲大戰後輸入額が非常に増加したに拘らず、其の輸入品の性質が變り歐洲諸國より精製品の輸入が減少し、之に代へ兩米、亞細亞諸國の原料品及歐洲諸國よりの機械類輸入増加したるが、是等は何れも無稅又は低率なる從量稅品なる爲め、關稅收入額は抄き增加を見ざることとなつた。即ち大正四年に於ける關稅收入額は僅に三千萬圓に激減し、其後漸く大正九年に至り七千七百萬圓に達した。蓋し日本は歐洲大戰の結果、大正八年以後に於ては總輸入額に對する關稅平均率三分、有税品平均率八分餘と云ふが如き殆ど安政條約時代又は自由貿易主義に近き程度の關稅率による爲め、關稅收入額は抄き増加を見ざることとなつた。尤も右の如き低率なる關稅の下に於ても、前記本邦に於ける物價は二倍乃至三倍以上に騰貴し、例へば大正三年の物價指數一〇〇のものが、大正九年には二七二の高きに上りたるが故に、十七割餘の關稅保護を受けたると同一の結果を呈するに至り、之が爲め本邦に於ける輸入産業は戰爭の爲め多大の保護を受け戦

争を機會として勃興を見るに至つた。製鐵業、機械工業、綿、毛織物等の纖維工業、化學工業等は其の適例である。更に歐洲大戰前後に於ける本邦關稅收入額及平均率の割合を示表することとする。

争を機會として勃興を見るに至つた。製鐵業、機械工業、綿、毛織物等の纖維工業、化學工業等は其の適例である。更に歐洲大戰前後に於ける本邦關稅收入額及平均率の割合を示表することとする。

第五 戰爭の本邦輸出入品類別に及ぼしたる影響

小村條約改正の結果本邦輸出品の類別中食料品、原料品及原料用製品に於て漸次其の比率を低下し、全製品に於て其の比率を増加したことは既に説明したるが、右傾向は歐洲大戦の結果更に拍車をかけらるゝに至つた。即ち大正二年に於て食料品、原料品及原料用製品の輸出額比率は六九・八%なりしが、大戦勃發の影響を受けたる大正三年には一時七一・三%に増加したるも、大正五年には六二・五%に低下し、大正六年、七年には更に六一・一%又は五四・五%に低下するに至つた。之に反し全製品は大正二年に於て二九・二%なりしが、大正四年には一時二八・

四%に減少せるも、大正五年には三三・八%に増加し、更に大正六年には三六・七%、又大正七年には四三・五%に増加した。然るに輸入に於ては輸出と殆ど對蹠的傾向を呈することが戰爭の結果益々顯著となり、大正二年には食料品、原料品及原料用製品の輸入比率は八二・五%なりしが、戰爭開始と同時に其の比率を益々増富し、大正三年には八四・六%、大正四年には八九・五%となり、其後は稍々下降して大正五年には八八・〇%、大正六年及七年には八四・六%、大正四年には八九・五%となり、其後は稍々下降して大正五年には八八・〇%、大正六年及七年には八九・二%となつた。之に反し全製品の輸入は漸減し、大正二年には八九・一%となりしが、大正四年には僅に九・七%に減少し、其後稍々回復せるも尙大正六年及七年には一〇・一%又は一〇・二%に過ぎない。更に無稅輸入品額は小村條約改正により一時減少し、明治四十四年には三九・九%を示せるも、其後歐洲大戰の結果齎したる本邦に於ける工業勃興の影響を受け、大正二年に四九・五%を示したるものが、大正四年には六七・一%となり、大正六年及七年に於ても五六・七%又は五四・四%を示し、更に大正八年には六一・七%に増加した。尤も上記食料品及原料品等又は無稅品の輸入比率の増加は、大正九年休戰と同時に甚しく逆轉し、大正十年には前者は四七・〇%、後者は五三・〇%に減少した。以て本邦工業國が休戰條約締結後、歐洲大陸通貨下落諸國より輸入せらるゝ製品の爲め、甚しき競争を受くるに至りし事態を知るに足る。以下詳細は輸出入品類別比率表に付参照ありたし。

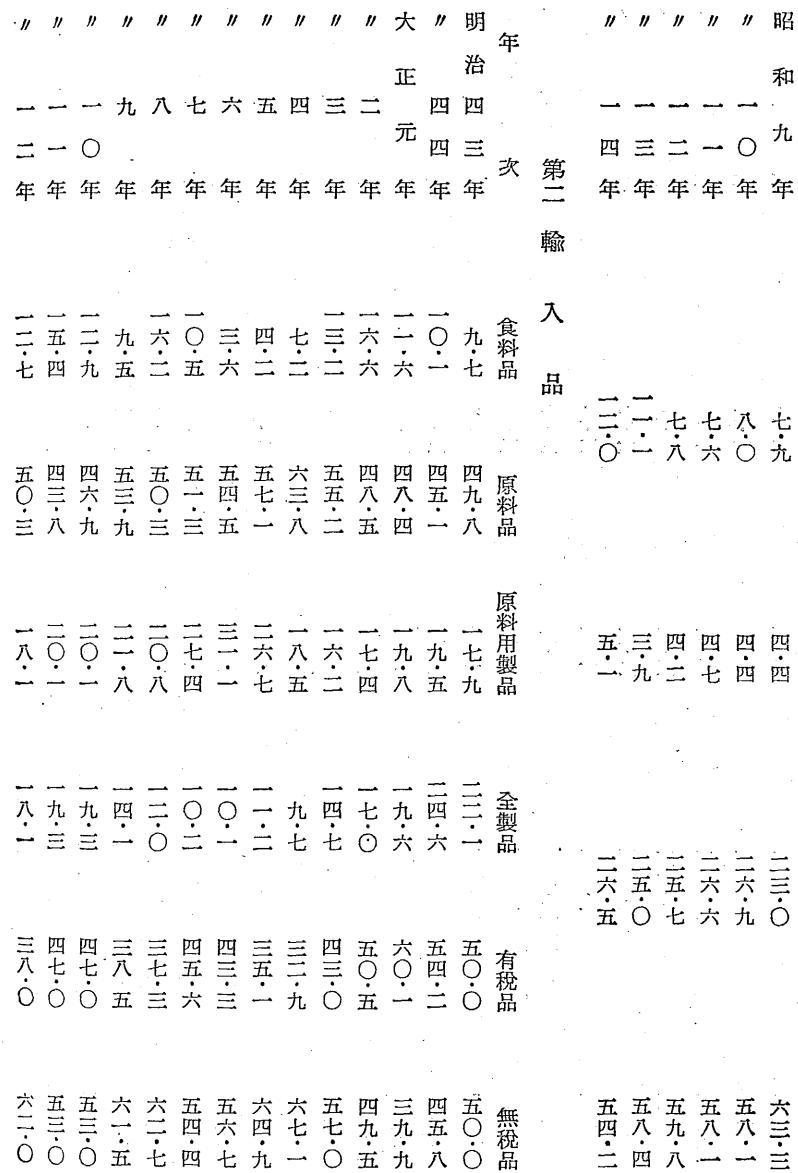
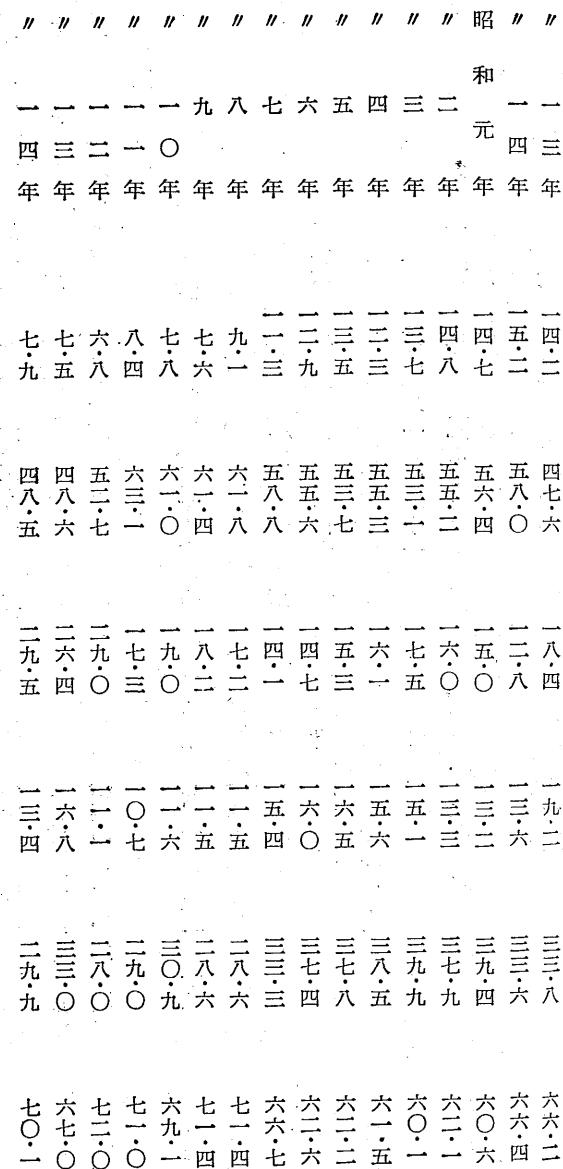
第七表 輸出入品類別比率表

備考
百分率合計が100に達せざる理由は雑品を除外せるによる。

年次	明治四年	明治四年	明治四年	明治四年
食料品	一一一	八・八	四九・一	三〇・〇
原料品	九〇		四七・六	二〇・七
原料用製品				
全製品				

第二款 歐洲大戰中に於ける本邦通商政策及對外通商交渉概要

歐洲大戰中に於ける本邦通商政策及對外通商交渉は、之を能動的のものと受動的なるものに分類するを便利とする。能動的のものとは、歐洲大戰に際會したる爲め本邦に於て對外的に又は對内的に措置したる方策又は交渉を言ひ、受動的のものは歐洲大戰中諸外國が本邦に對して採りたる措置に對抗して、本邦が其の對外通商を防護伸張す



る爲め採りたる方策又は交渉を言ふのである。右の中能効的のものは先づ大正三年八月一日世界大戰勃發し、同八月十四日日本は獨逸に對して二週間以内に膠州灣を支那に還付すべき趣旨の最後通牒を發し、右最後通牒の期間満了と同時に、獨逸に對して宣戰を布告するに至つた爲め、明治四十四年日獨間に締結せられたる小村通商航海條約及日獨特別相互關稅條約は其の效力を失ふこととなつたのである。奧地利、匈牙利との間の小村條約も亦同國が獨逸との同盟國たる關係上、對獨宣戰を爲したると同時に失效せるものと看做した。其後大正三年九月四日英佛露三國は倫敦にて單獨不講和に關する宣言を調印し、日本は十月十九日之に參加するに至つた。茲に於て日本は聯合國の一員として完全に歐洲大戰に參加したが其の軍事行動は他の聯合國との協議の結果主として東亞方面に限局せられた。而して其の軍事行動に必要なりとの理由により、軍需品の製造に必要な原料の供給其の他に付、聯合國より種々の援助を受くるに至つたのである。

其後日本は歐洲大戰中列國が極東の問題に對し干渉するの餘地なきを見越し、大正四年一月十八日支那に對し懸案解決に關する所謂二十一ヶ條の提議を爲し、五月九日右提議に基く條約締結せられたるが、右條約中には滿洲に於ける商租權、礦山權の獲得並に開放地の增加の如き、滿蒙に對する本邦通商經濟の發達上有利なるものがあつた。

之より先米國に於ては大正二年五月十九日加州排日土地法を制定し、明治四十三年締結の小村條約の根本趣旨を無視するところありしが、其後歐洲大戰となり殊に米國が聯合國側に立ち將に參戰せんとするに至るや、只管日本に對し好意を示さんことを努め、前記大正四年一月の二十一ヶ條問題に關しても、米國國務長官ブライアン氏は事滿洲に關する限りは、日本に對し特殊的地位を與ふることに付異議なきの態度を示し、次に大正六年には懸案中の移民法改正に關する日本の希望を容れ、始めて從來の排日的態度を改め、二月二十五日成立の改正移民法に於ては、日本を經緯度別地域を以て他の亞細亞大陸より除外し、日本移民に對する差別的規定を一掃するに至つた。更に同十一月二日

には石井特派大使と國務長官ランシング氏との間に、日本の希望に應ぜんが爲め所謂石井ランシング協定なるもの成立し、滿洲に於ける日本の政治的經濟的特殊地位を容認するに至つた。

然らば日本政府は對内的に通商政策上如何なる措置を探りたるやを説明せんに、日本は前に述べたる如く歐洲大戰當初、即ち大正三年及四年に於ては交戰諸外國に於て、本邦よりする不必要品の輸入を制限禁止するに至り、而して本邦より歐米諸國に對する輸出品中生絲、絹織物、雜貨等は主とし是等不必要品に屬するもの多く、更に歐米諸國は大戰の結果軍需資材の本邦への輸出を制限するに至りし爲め、例へば英國及其の領土より供給を仰ぎたる鐵材、羊毛等及本邦に於て獨逸に依存し居たる染料、化學藥材等の輸入は益々困難になりしが爲め、政府は先づ大正三年八月二十七日附内務省令を以て戰時中醫藥品を輸出せんとするものは内務大臣の許可を受くべしこととし、更に同年九月十八日附農商務省令を以て戰時工業原料品輸出取締に關する件を公布し、燐、苛性曹達、曹達灰、鹽酸加里、硝石、アリザリン染料、アニリン染料、人造藍、護謨、羊毛等を輸出せんとするものは同省の許可を要することとし、特に染料の製造に關しては國家の保護を以て大日本染料株式會社を設立することとした。尤も是等戰時下に於ても根本原則としては通商政策上通商自由主義を堅持することは變りなく、諸外國が大戰を理由として前記の如く廣範圍に亘り輸出入禁止制限を爲し、又輸入制限及收入増加の目的を以て多大の關稅を引上げたると異り、本邦に於ては一切輸入制限及關稅の引上げを爲すことがなかつた。從て後者に付ては大戰により多大の物價騰貴ありたるに拘らず、低率なる小村關稅は同一の從量率の下に据置かれたるに付、本邦關稅率は殆ど安政條約時代に於けると同程度に低率となりたることは前に述べたる通りである。

本邦貿易は右本邦の堅持せる通商自由主義の下に其後歐洲大戰の好影響を受け、輸出入共益を増進するに至つたが、之を背景として採用せられたる本邦の積極的對外經濟政策が後述大正七年內田外相時代の戰後通商條約改正方針

である。大正八年五月より開始せられたるヴエルサイユ講和條約に對しても、右内田條約改正方針を基調として本邦は通商自由主義を戰後列國に於て採用せんことを主張したのである。而して右本邦の主張するに至りたる通商自由主義は、大正七年ウイルソン大統領により公表せられたる平和條約締結の根本原則たる第十四條とも一致するものである。

斯くの如く本邦としては歐洲大戰中に於ても通商自由主義の下に本邦の對外通商經濟の發展を諸外國に求めたる次第なるが聯合國側歐洲交戰國は固より、英佛の海外植民地に於ても其の生産資材を以て専ら本國の軍事行動又は其の援助に努力せざるを得ざるに至ると共に、勢ひ本邦に對し鐵材、羊毛、其の他の原料品の輸出制限を爲すに至りたるに付、本邦に於ては聯合國との外交交渉を以て少くも本邦が大戰前獲得したると同數量の供給確保を求める、更に大戰後聯合國の註文に應じて製造する物品の原料に對しては、對手國は輸出追加を爲すべきことを以て交渉上の原則とした。右困難なる交渉は主として英國との間に行はれたるが、米國參戰後米國との間にも所謂船鐵交換契約なるもの、米國政府と本邦民間との間に成立し、亞米利加より本邦に鐵材を供給するに對し、本邦側より船舶を傭船又は造船の形式にて米國に供給することゝし、右契約より生ずる一定差額の鐵材は本邦の國內需要に當てしむるに至つた。

大正五年六月十日より十七日の間巴里に於て聯合國間の經濟會議開催せられ、聯合國間に於ける物資殊に軍需資材の確保及交換、敵國側との通商の遮斷並に戰後に於ける聯合國間の經濟提携の繼續に付決議するところあつた。右決議に對し本邦は本邦特殊事情により必要とする除外例を設け得るとの留保を附して之に參加することゝなつた。

小村條約に於ては元來通商、關稅に關する規定と、入國、居住、企業に關する規定との二項目に分ち、前者に對し短期的に廢棄すべきものとし、後者に對しては永久的長期限と爲す趣旨となり居りしが、前記の如く對獨及奧匈通商條約は大正三年八月末戰爭により其の效力を消滅した。聯合國たる伊太利、佛蘭西、露西亞、希臘等の諸國も亦戰争

により世界經濟狀況の變動を理由として通商條約就中關稅に關する規定を一定の豫告期限を以て廢棄を通告し來た。旁々本邦は歐洲大戰中是等諸國との通商條約の改正に對し準備せざるべからざるの必要を見るに至つた。乃ち外務省に於ては是等諸國に對する通商條約の改正と戰爭に基く根本的世界情勢の變化に對應せしむる爲め、通商條約に對し如何なる改正を爲すの必要あるや調査せしむるが爲め、大正六年中小村條約改正事務に久しく關與せる經歷ある川島書記官を米國華府より召喚し、中村通商局長の下に外務省臨時調查部内に於て部局を特設し之が調査事務を開始せしむるに至つた。而して右調査の結果前記伊太利、佛蘭西、露西亞、希臘等の間には戰時中に於ける通商狀態不安定なるが爲め、不取敢暫定取極が締結せらるゝことゝなつた。

次に大正六年八月支那參戰に關聯し、支那關稅率を現実從價五分に引上げることゝなりたるに關し、之が爲め上海に於て列國會議開催せられ、有吉總領事は本邦側主席委員となりたるが、困難なる交渉を約一ヶ年間繼續したる後、支那改正關稅率は大正八年八月一日より實施せらるゝことゝなつた。其の他支那參戰と同時に支那をして高率なる國定稅率を實施し、右國定稅率を獨逸等の同盟國側生産物に適用せしめ、又支那をして前記大正五年六月巴里經濟會議の決議による對敵取引禁止令を同盟側敵國人に適用せしめ、更に支那に在る同盟國側敵國人所屬財產處分を爲さしめ、以て是等は相俟つて獨壟の經濟的勢力利益を支那全土より排斥するの措置を探らしむることゝなつた。以下節を追つて是等本邦が歐洲大戰中各國に對して採りたる通商交渉に付述ぶるところあらん。

第二節 伊、佛、希、露よりの條約廢棄通告

第一款 伊太利との交渉